

被尋問者による尋問プロセスのコントロール

—尼崎スナック狙撃事件—

大橋 靖史

はじめに

本稿では、刑事事件における供述の信用性問題について、尋問者と被尋問者のコミュニケーションの視点から分析を行う。そこで、具体的事例の分析に入る前に、供述の信用性に関する基本的見解について検討する。

供述の信用性判断については、Undeutsch (1967) やTrankell (1972) が自白の信用性を判断する規準として、秘密の暴露の不存在・客観的事実との矛盾・説明できない自白の変遷・不自然不合理な内容を抱えた自白については信用性がないことを明らかにしている。また最近では、Köhnkenらが、複数の規準に基づく内容分析の手法としてCBCA (Criteria-Based Content Analysis) を開発している (Steller & Köhnken, 1989)。ただし、こうした分析手法は、取調べ状況が簡潔で、且つ、聴取後の検証が可能な形で記録が残されている場合のみ実施可能となる。しかしながら、我が国の取調べは長期間にわたり (最長23日間の勾留期間)、且つ、取調べ状況の密室性が高いため、ヨーロッパで開発されたこうした分析手法をそのまま用いることはできない。

CBCA等の内容分析では、供述者自身の供述内容を分析対象としているが、取調べ室における被疑者・被告人の自白や共犯者の供述は、彼らの独白により得られたものではない。いずれも、彼らと司法警察員や検察官といった取調官とのやり取りの結果として得られた共同想起 (joint remembering) の産物である。また、公判廷における主尋問や反対尋問において得られる証言内容も、証人と尋問者のやり取りの結果として得られる共同想起の産物である (森・大橋, 1997)。言い換えれば、取調べ場面における想起者は、単独で想起するのではなく、常に、取調官や尋問者を想起の共同行為者として、過去に体験したとされる出来事について問答形式の中で語っていくのである。事実、これまでの目撃証言研究の知見から、供述内容は、尋問者の尋問方法や言葉遣い、想起者に与えられる (事後) 情報、あるいは、尋問者側の尋問姿勢や先入観などにより大きく影響を受けることが明らかになっている (Gudjonsson, 1992)。

したがって、供述の信用性について検討する際には、被疑者・被告人だけでなく、取調官・尋問者も含めた供述の分析が必要となる。

こうした想起の視点は、「事実」の構成に関する認知心理学研究において採られている視点でもある(Wooffitt,1992)。例えば、イギリスの認知心理学者であるEdwards & Potter (1992)は、当時イギリス蔵相であったナイジェル・ローソンの年金制度改革に関する政治発言を巡る、蔵相と政治記者との間で繰り広げられた論争を分析し、両者の議論を通しどのように「事実」が構成されていくかについて明らかにした。Edwards & Potterは、蔵相と政治記者の陳述を分析し、「事実」を構成する際に関与するいくつかの語りの特徴を明らかにした。例えば、ある特定のカテゴリーに属すると見なされた人の語りは、ある事柄を知っていたり、ある技能に長けていると期待され、そのことによって信頼される傾向が見られた。ローソン事件を例にとれば、新聞記者は事実を記述する特殊な技術をもった人々というカテゴリーに属すると見なされることで、ローソン蔵相よりも、その発言内容が信頼できると人々から判断されていた。この他にも、鮮明そうな叙述がなされると解釈の真実性が保証されやすい、物語りとして語られると真実性が保証されやすい、極端事例について陳述すると真実と見なされやすいといった傾向が見られることが明らかとなった。こうした知見を自白や目撃証言の信用性問題に当てはめて考えるならば、これまでしばしば信用性判断の経験則として裁判において用いられてきた迫真性・臨場感・物語りとしてのまとまりといった規準は、実際には、想起された内容が真の体験であることを保証する十分条件ではない。

また、幼児期における虐待体験の真偽に関する研究において、セラピストによって偽りの性的虐待体験が誘導される危険性や、鮮明な記述が必ずしも記述された出来事が真実であることを保証しないこと等が指摘されている(Loftus & Doyle,1994; Ceci, Ross & Toglia,1987)。このこともまた、体験の真偽について検討する際に、尋問者と被尋問者のやり取りそのものの分析が必要なことを示している。

ここまで述べてきた心理学の知見をまとめるならば、自白や目撃証言が真の体験に基づいているか否かを判断する際に、詳細さ・臨場感・迫真性・まとまりの良さといった、従来、司法関係者が信用性判断の経験則とみなしてきた規準に従うことが危険なことを示している。言い換えれば、供述の信用性を担保すると見なされてきた経験則に基づく判断規準の中に、科学的根拠に基づかない規準が多く含まれる可能性が示唆される。

以上の議論から、次の2点に注意することが重要である。第1点は、供述の信用性を判断する際は、尋問者と被尋問者間で具体的にどのようなやり取りが行われているかを詳細に検討することが必要だということである。第2点は、供述の信用性を判断する際の経験則として従来認められてきた判断規準のうち、詳細さ・迫真性・臨場感・物語りとしてのまとまりといった規準には、必ずしも科学的裏付けがないということである。本稿では「尼崎スナ

ック狙撃事件」という実際に起こった殺人および殺人未遂事件の刑事裁判を研究対象に、尋問者と証人（共犯者）の間で繰り広げられる法廷コミュニケーションについて分析する。なお、本事件に関わる関係者の氏名、地名などはプライバシーの問題を配慮し、その多くは仮名を用いることとする（仮名は初出時のみ「仮名」と記す）。

尼崎スナック狙撃事件の概要と問題点

1. 事件と裁判の概要

1985年9月23日午後7時35分頃、兵庫県尼崎市のとあるビルの2階にあるパブ・スナック『ピンクパンサー（仮名）』に、「マネジャーいるか」と言って訪ねてきた30歳位の男が、店の奥から出てきたマネジャーの松山さん（仮名；当時31歳）に向けけん銃3発を発射、うち1発が松山さんの左肩に命中、もう1発は近くにいたアルバイト従業員の星野さん（仮名；当時19歳）の左腰を貫通した。星野さんは翌24日午前8時半死亡、松山さんは重傷であった。この店は、暴力団組長の妻（当時37歳）が経営し、また、松山さん自身暴力団を破門になった元組員であったため、捜査本部は、松山さんをめぐる個人的トラブルによる事件の線だけでなく、暴力団組員による抗争の可能性を捨てきれなかった。

実は、この事件の2週間ほど前、9月10日深夜、奈良県Y郡の繁華街にあるスナックで客の1人がカラオケを歌い始めたところ、居合わせた6人連れの男性客が歌っているその客に難癖をつけ絡み出した。客と6人の男たちは店外で口論となったが、その時現場に居合わせた店の常連客が仲裁に入った。その常連客が「私は南組（仮名）の柳田（仮名）という者ですが」と自分の名を告げたところ、6人の男たちは「南組がなんじゃ、わしらは倉木組（仮名）のもんや」と柳田を6人掛かりで袋叩きにした挙句、組員の阿部（仮名）が持っていた刃物で柳田の腹部を数回突き刺し死亡させた。阿部以下5人の倉木組組員は逮捕されたが、いずれも20歳前後の若い組員であった。この事件によって、南組と倉木組は抗争状態になった。

兵庫県で発生した『尼崎スナック狙撃事件』とこの奈良県で発生した組員刺殺事件との接点が明らかになったのは、スナック狙撃事件から1年半後のことであった（もっと以前から内偵していた、あるいは、密告があったとの情報もある）。兵庫県警暴対2課は、1987年2月15日、スナック狙撃事件の実行犯として元2代目正勇会（仮名）構成員・大野耕一（仮名）を大阪府S市内で逮捕した。続いて翌3月11日、実行犯の大野に犯行を指示したとして、事件当時2代目正勇会副会長であった古橋晃（仮名）が逮捕された。そして、警察での古橋の供述により、1989年1月22日、2代目正勇会山口和秀会長（仮名）が古橋に犯行を指示していたとして逮捕され、「殺人、同未遂」によって起訴された。山口被告は、自分の元組員が行った犯行であったため、民事裁判では使用者責任を認め多額の慰謝料を払ったが、事件そのものに対する関

与は一貫して否認している。

取調べ段階においては、副会長の古橋と実行犯の大野、共に山口会長の関与を認めていた。すなわち、古橋は山口からの指示を大野に伝えたという山口会長の間接的関与を、一方、大野は古橋を介した間接的指示に加え、取調べの途中からは、山口会長から大野への直接指示について証言していた。しかし、公判段階になると、古橋はスナック狙撃事件に関する山口会長の指示を否定し、取調べ段階における供述が虚偽であったと主張するようになった。これに対し、大野は取り調べ段階の供述を維持した。

この事件では、両者の供述以外に山口会長の関与を示唆する証拠はなく、したがって、裁判は大野と古橋の供述の信用性を巡って争われることになった。現在まで数々の公判が行われたが、1審判決は懲役15年であった。山口被告にかかる罪は、子分に殺人を指示しけん銃を交付した「共同共謀正犯」である。山口被告は直ちに控訴した。しかし1998年6月の2審判決は控訴棄却であった。2000年現在、判断は最高裁の場に持ち越されている。

2. 判決にみる証言の信用性判断の根拠

スナック狙撃事件における山口被告の関与については、副会長の古橋を通じての大野への間接指示、および、1985年9月21日、S市のファミリーレストランにおける山口被告から大野への直接指示の2点が問題となっていた。特に、後者の直接指示が認められれば、事件に対する山口被告の関与は否定しがたいものとなる。1審判決は、これら古橋および大野の証言の信用性を認めたが、その際、大野証言の信用性判断の根拠として、次の5点を挙げている(1審判決30丁)。大野証言は、①捜査段階から基本的に一貫していること、②その折々の状況に沿って矛盾がなく心情を交え説得力のあること、③信用できる古橋の捜査段階の供述と符合すること、④執拗な反対尋問にも耐えて動揺がないこと、そして何より⑤大野は1975年に被告人の最初の若衆になって以来、被告人をいわゆる親としてきた人間であるのに、彼自身が公判で述べているとおりの「本来は命をかけてもかばうべき」被告人から本件犯行を直接指示されたという、被告人にとって重大な不利益事実を語り、その内容も具体的であることなどからみて基本的に信用性が認められると判断された。

したがって、大野証言の信用性判断について検討するには、判決文に示されたこれら5つの根拠について心理学的・科学的な分析を加えることが必要になる。特に、1審判決では、⑤の自己の不利益事実に関する証言を、信用性判断の第一の根拠として挙げていることから、まず、⑤、すなわち、関係者がヤクザであるという事実を、証言の信用性を判断する際の第一根拠とすることの危険性について検討した。

3. ヤクザという視点から供述の信用性を判断することの危険性

本稿では、大野供述の生成プロセスを分析していくが、こうした分析が供述の信用性判断にどうして必要なのか、その理由について検討する。

1審判決に述べられている通り、「被告人（山口和秀）の本件犯行への関与，すなわち共謀事実については，当時正勇会副会長であった古橋晃の捜査段階における供述と本件実行犯である大野耕一の公判証言の2つが中心的な直接証拠であり，その信用性の有無が被告人の犯罪の成否を決する関係にある。そして，古橋・大野の両名はともに本件犯行で訴追されており，これらの証拠はいわゆる共犯者の自白であること，また，古橋は公判では捜査段階における供述と異なる証言をしていることなどを考慮すると，慎重な検討が必要である」とされる（傍線は引用者による，以下同様）。しかしながらその一方で，1審判決（9丁～10丁）は，「配下の者が親分に刑事処分の及ぶことを供述する場合，それ自体で既に真実性を担保する一事情とみることも可能である」と記しており，親分に不利な供述をしたことそれ自体が被告人に対する古橋および大野の供述の信用性を担保すると，1審判決は見なしている。しかし，親分に不利な供述を行った事実を真実性担保の一事情とみることは，「暴力団関係者の供述だから」という，供述そのものから独立した外的根拠に基づく安易な信用性判断であり，供述の信用性について「慎重な検討が必要である」とする判決文の指摘と矛盾している。

言い換えれば，古橋および大野の供述に例え大きな変遷や矛盾が見られたとしても，その内容が山口被告に不利である限り，不利であるという事実を唯一最大の根拠として，供述の信用性が担保されてしまう虞がある。そして，この信用性の担保により，供述にみられる重大な変遷や矛盾について十分な吟味がなされぬまま，見過ごされてしまう虞が生じることになる。特に，子分が親分の直接関与を指摘するには非常な覚悟が必要であるという論理を前面に出すことで，大野や古橋の供述内に潜むあらゆる矛盾が解消されてしまう危険性が生じる。

これに対し，大野を「いいかげんな人」「悪い人」「衝動的な人」，一方，山口被告を「仁義をわきまえた人」「男気のある人」といった各人のヤクザ的人格によって，供述の信用性を判断しようとする考え方もある。しかし，そうした人格特徴による説明も暴力団組織による説明と同様，本来，供述の信用性問題とは独立した事象である。いいかげんな人であっても真実を語る場合もあれば，男気のある人であっても真実を語らない場合も当然ありうる。この場合も，人格による説明のみに頼ることなく，供述それ自体がどのような状況で具体的にどのように生成されたか，その生成過程を丁寧に追うことが必要となる。

これら2つの説明（暴力団という組織による説明，および，ヤクザ的な人格による説明）は，立場は異なるものの（前者は検察側の立場，後者は弁護側の立場），いずれも，供述それ自体の変遷や矛盾の問題を，供述そのものを詳細に分析することなく，供述者の属性や人格の問題に還元してしまうことで，この問題を解消してしまっている点において共通している。しかも，こうした説明方略はいずれも跡付け的（post hoc）であり，供述の信用性を判断する客観的・科学的方法としてはふさわしくない。ようするに，供述生成過程そのものを分析せ

ず、大野が暴力団関係者であるという外的事実を説明の根拠とする、「自分は決して親分を裏切らない」あるいは「大野はいいかげんだから嘘をつく」といったある種の物語りに基づいて供述の信用性を判断しようとする限り、供述それ自体に潜む問題を科学的・客観的に分析することは困難となる。

4. 供述生成プロセスの分析

供述の信用性を科学的・客観的に判断するには、「暴力団関係者の供述だから…」といった解釈的・跡付け的な説明ではなく、供述調書の構造や供述の変遷そのものを分析することにより初めて信用性判断が可能となる。特に、今回のケースのように、取調べる者に暴力団関係者だからといった先入観が存在する虞がある場合、あるいは、取調べられる側にある種の思惑があったり真実を語る姿勢が希薄な虞がある場合には、取調べる側と取り調べられる側の供述姿勢に食い違いが生じ、その食い違いに気づかぬまま取調べが進行することで、意識的か無意識的にかかわらず、事実に基づくことのない供述が生成される危険性が高まる。

したがって、こうした危険性が考えられる場合には、取調べる側と取り調べられる側のコミュニケーションに注目し、本ケースの場合であれば、大野が主体的に自己の過去体験を語る誠実な想起者と言いうるのか、それとも、体験を有していない大野と尋問者の間でコミュニケーションが展開しているに過ぎないのかを的確に判断することが必要となる。

ただし、取調べる側と取調べられる側のコミュニケーションについて分析した従来の研究では、取調べる側による尋問の支配や暗示性 (suggestibility) に関する研究が中心を占めていたことから (Milne & Bull, 1999), 今回の事例のように、被尋問者も尋問を受けることにある意味長けているケースでは、従来とは異なる分析単位や手法を用いることが必要となることが考えられる。

目 的

大野供述の公判廷における尋問コミュニケーションの特徴を明らかにする。特に、誰が尋問コミュニケーションのコントロールを行っていたのかという問題を中心に、大野が公判廷という場において尋問者といかなるコミュニケーションを行っていたか、その特徴を明らかにする。

方 法

供述においては初期供述が最も重要であり、取調べ段階における初期供述から時系列に沿ってその変遷過程を分析していくことが望ましい。しかし、日本の司法システムでは、取調

べ段階における供述調書は、司法警察員もしくは検察官により間接的に記録されたものであり、常に記録者による編集を受けており、被尋問者と尋問者のやり取りが逐語的に記録されている訳ではない。したがって、供述調書は、供述の変遷過程を明らかにする重要な資料ではあるが、被尋問者と尋問者のやり取りそのものを分析する資料としては2次的なものと言わざるを得ない。

これに対し、公判廷における主尋問および反対尋問のやり取りは、公判速記録として速記者により逐語的に記録されている。したがって、この公判速記録を用いることにより、被尋問者と尋問者のやり取りの特徴を直接分析することが可能になる。

本研究では、山口被告の裁判における、大野耕一証人の公判廷証言記録全9冊を分析資料とした。具体的には、第5回、第6回、第18回、第19回、第20回、第23回、第25回、第26回、および、第27回公判速記録を用いた。この他に、本件に関する一件記録を参考資料として適宜利用した。

コミュニケーション特性の分析手法としては、甲山事件における園児供述の特徴について分析した際に大橋と森が開発したコミュニケーション分析の手法を用いた(森・大橋,1997)。この手法は、尋問者の問いとそれに対する被尋問者の答えを対(ペア)とし、問いと答えの連鎖の特徴、および、各エピソードにおけるペア同士の連鎖の特徴を分類・整理し、供述生成プロセスの特徴を検討する手法である。本研究では、最初に、やり取りの全体的特徴を分析した後、やり取りの中から大野供述に特徴的なコミュニケーションを取り出し、詳しい分析を加えていく。なお、分析の具体的方法については、「結果および考察」の中で随時述べることとする。

結果および考察

1. 大野供述の全体的特徴

まず、延べ9回にわたる尋問において、大野と尋問者がかかわしたやり取りの回数を集計した。ここで言うやり取りの回数とは、尋問者の問いに対し大野が答える問いと答えの連鎖を単位とした対(ペア)の数を指す。ただし、尋問者から裁判官に対する異議といった、直接、大野に向けられていないやり取りは、回数から除いた。また、大野自身による沈黙は、尋問者の問いに対する一種の応答と見なし、回数としてカウントした。集計結果は以下のとおりであった。第5回公判683対、第18回公判703対、第19回公判132対、第20回公判470対、第23回公判431対、第25回公判512対、第26回公判493対、および、第27回公判404対であり、総計は4,387対であった。

次に、これら4,387対それぞれにつき以下の項目をチェックした。a. 公判回数(例:第5回公判)、b. 対の順番(各公判内における対の連続番号)、c. 尋問者(検察官、弁護人A、弁

護人B等), d. 問いの文字数(漢字とカナの区別は速記録にしたがい句読点もカウントした), e. 尋問タイプ(クローズド・クエスチョン(CQ), オープン・クエスチョン(OQ)等), f. 大野の応答文字数(問いと同様, ただし沈黙はゼロ文字とカウントした), g. 大野の応答タイプ(情報付加なし, 情報付加あり等), h. 尋問内容(主要なプロットの番号, なお, 主要なプロット以外の内容は「その他」とした), i. 特記事項(はぐらかしの応答, 反論等, 特徴的コミュニケーションについて記した), および, j. 具体的応答(iの特記事項について具体的問答を記載した)。

これらのうち, e. 尋問タイプ, g. 大野の応答タイプ, および, h. 尋問内容について, 更に説明を加える。まず, eの尋問タイプにおけるクローズド・クエスチョン(closed question: CQ)とは, 「はい」「いいえ」といった形で答えることが一般に可能な質問形式による問いを, 一方, オープン・クエスチョン(open question: OQ)とは, 5W1H(Where, When, Who, Whom, What, How)に関する問いであり, 答える者が一般に自ら情報を提示しなければならない形式による問いを指す。次に, gの応答タイプのうち, 情報付加なしとは, 尋問者の問いに含まれる以上の情報を回答者が付加しなかった場合, 例えば, 単に「はい」「いいえ」で答えたり「わからない」と答えた場合を指す。一方, 情報付加ありとは, 尋問者の問いに含まれていなかった情報を応答する者が付加した場合を指す。したがって, 一般には, CQに対しては, 情報付加なしの応答が, OQに対しては, 情報付加ありの応答が対をなすことになる。最後に, hの尋問内容における主要な12のプロットとは, 奈良県で発生した組員刺殺事件からスナック狙撃事件が実行されるまでに大野が行ったとされる一連の出来事を構成する主要なプロットを指す。具体的には, ①柳田が倉木組の者に殺されたことを知る, ②古橋と花時計の前で会う(1回目), ③翌日再び古橋と花時計の前で会う(2回目: 間接的な会長の指示), ④妻の輝美(仮名)に電話する, ⑤狙う場所のメモを4, 5枚今田(仮名)から受け取る, ⑥阪大病院に見に行った後, 赤塚(仮名)の姐さんからけん銃を受け取る, ⑦古橋とS市の電話局前で会う, ⑧その後2度阪大病院に行く, ⑨今田からスナック・ピンクパンサーに関するメモを受け取る, ⑩古橋から催促の電話があったのでピンクパンサーのことを話す, ⑪ファミリーレストラン・イエローキャップ(仮名)で山口被告から直接指示を受ける(直接的な会長の指示), ⑫下見に行った翌日, ピンクパンサーで犯行を実行する。なお, 山口被告の関与については, ③と⑪のプロットが特に重要となる。これらの項目の分析から得られた, 公判廷における大野証言の全体的特徴は次の点にあった。

まず, c. 尋問者は, 1名の検察官, 7名の弁護士, 2名の裁判官から構成されていた。また, 彼ら尋問者の総発話文字数は148,050文字(尋問1対当たりの平均文字数は33.7文字)であった。一方, 大野の総発話文字数は77,498文字(尋問1対当たりの平均文字数は17.7文字)であった。このことから, 尋問者による問いと大野による応答を量的に比較した場合, 尋問者に

よる問いの文字数が大野による応答文字数の約2倍であることが明らかとなった。

次に、検察官による主尋問と弁護人による反対尋問の間で発話文字数に違いがあるか否かについて検討した（なお、尋問は口頭発話であったことから、本来、音節数もしくは文節数による分析が望ましかったが、本分析では速記録を分析資料としたことから、文字数を指標とした）。主尋問は1,997対からなり（尋問全体の45.5%）、そのうち、検察官の総発話文字数は55,052文字（尋問1対当たりの平均文字数27.6文字）、大野の総発話文字数は31,888文字（平均文字数16.0文字）であった。一方、反対尋問は2,381対（尋問全体の54.3%）からなり、そのうち、弁護人の総発話文字数は92,641文字（平均文字数38.9文字）、大野の総発話文字数は45,382文字（平均文字数19.1文字）であった。主尋問と反対尋問を発話文字数から比較すると、尋問者と大野の両者とも反対尋問の方が主尋問より平均発話文字数が多かった。このことから、文字数において、大野は主尋問より反対尋問においてより多くの発話を行っていたことが明らかとなった。

更に、尋問者と大野のコミュニケーション・パターンを理解するため、尋問タイプと応答タイプの2要因を組み合わせて4パターンに分類し、各パターンにおける対の数、尋問者および大野の平均文字数を比較検討した（Table1）。Table1を見ると、クローズド・クエスチョン（CQ）が3,232対（538対+2,694対）と尋問全体の73.7%を占めていた。すなわち、尋問のうち約4分の3が「はい」「いいえ」といった二者択一形式での応答が可能な質問によって占められていた。また、CQとOQにおける尋問者の平均発話文字数を比較したところ、CQの方が平均文字数が多くなる傾向が見られた（CQの尋問者平均文字数は36.7文字、OQは25.4文字）。このことは、OQよりCQにおいて、尋問者がより多くの情報を大野に提供していた可能性を示唆する。

また、CQに対しては、一般に、情報付加なしの応答が多く（全問いでは61.4%なのに対し、CQのみでは83.4%）、CQ付加なしの平均応答文字数は7.9文字と他の3パターンに比べて特に少なかった。この事実は、CQに対しては、「はい」「いいえ」といった情報を付加しない簡単な応答により尋問が進展していたことを示している。結局、大野は全体の6割以上の問答において自ら情報を付加していなかった。すなわち、尋問と応答のパターンを見る限り、本来情報を提供すべき側の尋問者側からより多くの情報が提供されていた可能性

Table1 尋問—応答タイプ別の平均発話文字数の比較

尋問タイプ	応答タイプ	対の数	尋問平均文字数	応答平均文字数
CQ	付加あり	538	39.4	41.9
CQ	付加なし	2,694	36.2	7.9
OQ	付加あり	970	24.8	32.3
OQ	付加なし	185	28.7	13.1

がある。

更に通常、尋問者がCQで尋ねた場合は付加なしの応答が、一方、OQで尋ねた場合は付加ありの応答がなされるが、本尋問では、CQに対し情報付加があるタイプ（全CQの16.6%）や、OQにも拘らず情報付加がないタイプ（全OQの16.0%）も存在した。前者の多くは、CQにも拘らず大野自身が二者択一の応答に続き積極的に情報を付加している場合であり、一方、後者の多くは、OQにも拘らず大野が尋問者の問いに正面から答えず問いを無視したり拒否した場合であった（「分からんね」「記憶にないね」等）。尋問タイプと応答タイプの間でこうした不一致が生じているケースは、尋問全体の16.5%を占めており、大野は必ずしも尋問者の期待する応答形式をとっていない傾向が見られた。

それでは、尋問者の期待する応答形式を大野がとっていないとしたら、彼はいかなる応答を行っていたのであろうか。本稿では以下、2. 大野による尋問プロセスのコントロール、および、3. 異なる複数の事実の放置という2つの問題に焦点を絞り検討を加える（鑑定書ではこれに加え幾つかの分析を行った）。なお、以下の分析では、4,387対全てを量的に分析することはせず、むしろ、大野供述に特徴的な尋問プロセスについて質的分析を加えていく。こうした手法をとるのは以下の理由による。まず、先述したように応答の61.4%は、CQに対する付加なしタイプの応答であり、このタイプのコミュニケーションは、例え大野が真の体験者でなくても応答可能なコミュニケーション・スタイルである。したがって、このタイプについて詳細に分析する必要はないことが理由の1つである。また、尋問内容には、事件の中核となる12のプロットに直接関係しない箇所も多かった。そこで、事件の筋に直接関係する箇所を中心に分析の方がより有益だと考えられた。更に、少数事例であっても、重要なプロットに致命的問題が発見された場合は、他の箇所に問題があるか否かに拘らず、その問題が重大な意味をもつことは言うまでもない。

2. 大野による尋問プロセスのコントロール

尋問全体にわたり、大野は、「記憶にない」「そうかもしれんね」といった応答をしばしば行っていた。そのうち、前者の「記憶にない」「覚えていない」といった記憶のなさを示す応答は179個あった。一方、後者の「そうかもしれんね」「どうだったんですかね」といった、肯定とも否定ともとれる曖昧な応答は254個あった。合計では433個で、全4,387対の約1割を占めていた。

更に、主要な12のプロットでは（12のプロットに関わる問答は1,674対で、全体の38.2%を占めていた）、記憶のなさを示す応答は76個、曖昧な応答は107個あった。このうち、11番目のプロット、すなわち、ファミリーレストランで山口から直接指示を受けるプロットにこうした応答が目立った。量的には、11番目のプロットにおいて記憶のなさを示す応答は30個と12プロット全体の39.5%を、曖昧な応答は32個と12プロット全体の29.9%を占めていた。

これら記憶のなさを示す応答や曖昧な応答は、問いに対し大野が積極的に情報を付加しない点に特徴があることはもちろんだが（その点において大野は11番目のプロットに対し特に情報を付加していない）、更に、これらの応答を尋問の流れの中で捉えると、記憶のなさを示す応答と曖昧な応答が組み合わせられて出現するケースが多く見られた。そこで、応答の組み合わせからその特徴を見ると、次の3パターンが認められた。①記憶のなさを示す応答から曖昧な応答への移行パターン、②記憶のなさを示す応答から調書の確認の問いへの移行パターン、および、③曖昧な応答から記憶のなさを示す応答への移行パターン、であった。これらのパターンでは、記憶のなさを示す応答と曖昧な応答を組み合わせることで、本来問う側でないはずの大野の方がむしろ尋問プロセスの進行をコントロールしていた可能性が示唆された。以下、順に各パターンの特徴について説明と考察を加えていく。

2-1. 記憶のなさを示す応答から曖昧な応答への移行パターン

このパターンは、26箇所あり、尋問者別では、検察官8箇所、弁護士18箇所であった。これらの箇所では、尋問者からのOQに大野が「覚えていない」あるいは「知らない」と答えると、次に尋問者がCQを発し、今度は、その問いに大野が曖昧に答えることで完結する一連の問答パターンが示された。次の問答がそれに当たる。

[18-509～(18は第18回公判を、509は該当する対番号を示している、以下同様)]

- 01 検察官 名前覚えてないですか。(OQ)
 02 大野 ちょっと覚えてないですね。(記憶のなさを示す応答)
 03 検察官 「イエローキャップ」S東店。(CQ)
 04 大野 ああ、そういう名前やったかも知れません。(曖昧な応答)

これは、11番目のプロット、すなわち、山口から大野への直接指示に関する尋問であるが、大野は検察官の「(ファミリーレストランの)名前覚えてないですか。」という問いに、「ちょっと覚えてないですね。」とはじめ記憶のなさを示す応答をする。これに対し、尋問者は、検事調書に基づく問い、すなわち、「『イエローキャップ』S東店。」というCQを行う。すると、その問いに対し大野は、「ああ、そういう名前やったかも知れません。」と答えている。ここでのポイントは、大野は、「イエローキャップS東店」という店名に関する情報を出すことなく、店の名前を曖昧なまま肯定している点にある。他の箇所においても、この問答と同様、大野は自ら情報を提供することなく、むしろ逆に、尋問者から情報を引き出し、それを曖昧な形で肯定していくことで尋問を進展させている。

この流れを模式的に表すならば、Fig.1のようになる。この流れを見ると、問いと答えの逆転関係に気づく。一般に問いと答えは、問い → 答え の対からなるが、ここでは、答え

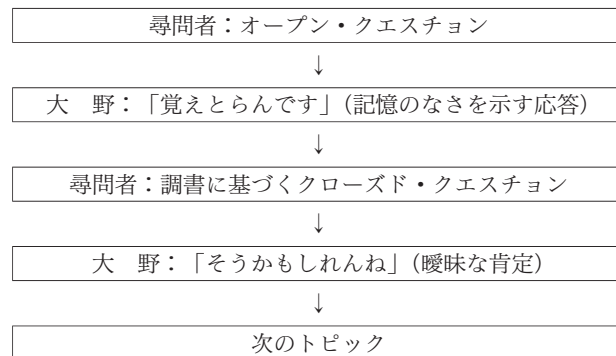


Fig. 1 大野による尋問プロセスのコントロール

→ **問い** の対が対話システムとして成立している。すなわち、大野の「覚えとらんです」という答えに対し、尋問者が調書に基づく情報を提供する、言い方を換えれば、「覚えとらんです」という答えが、「尋問者の側はどんな情報を持っているのか」と尋問者に問う機能を果たしており、それに対し、尋問者はCQを発しているが、そのCQが、尋問者のもっている情報を大野に提供する、一種の答えとしての機能を果たしている。つまり、問われる者が、対話の機能としては、尋問者の機能を果たし、尋問をコントロールする形になっている。

ただし、こうした問いと答えの逆転に大野や尋問者が気づいていたか否かは本分析からはわからない。問題は、大野や尋問者の内的意図にではなく、そこで繰り広げられる対話それ自体のシステムにある。言い換えれば、当事者が意識的か否かに拘らず、問いと答えの役割の逆転が生じている点にこそポイントがある。

2-2. 記憶のなさを示す応答から調書の確認の問いへの移行パターン

2-1のパターンでは、CQにより尋問者から大野に対し情報が提供されていたが、その情報の出所については明言されていなかった。それに対し、このパターンでは、尋問者から「調書」が情報の出所であることが明確に示される。このパターンは、計13箇所あり、尋問者別では、検察官が10箇所、弁護人が3箇所であった。例えば、次の問答がそれに当たる。

[5-551～]

- 01 検察官 今田からもらったということも言うたの。(CQ)
- 02 大野 そのこのところはちょっと覚えとらんです。(記憶のなさを示す応答)
- 03 検察官 検事調書ではそういうふうにはいってるとすると、大体そうですね。
(CQ)
- 04 大野 そうやと思いますね。(曖昧な応答)

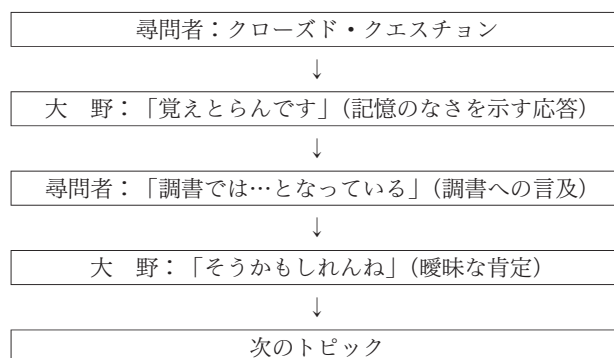


Fig. 2 調書に基づく記録の一貫性

このパターンでは、CQに対する応答として問答のパターンが進展していく。この流れを模式的に表すならば、Fig.2のようになる。この流れにおいては、2-1と同様、大野は自ら情報を提示することなく、尋問者が持つ情報を引出すことが可能となる。なお、この問答パターンが取調べ場面で行われた場合、例え同一の供述が複数の調書に一貫して記されていたとしても、その一貫性は大野自身の記憶の一貫性ではなく、むしろ、以前の調書において得られた情報が何度も確認されていく記録の一貫性が示されているに過ぎない虞が生じることになる。ただし、この指摘はあくまで推測に過ぎず、公判記録と同様、取調べ過程の逐語記録等が残されない限り、本分析と同様の検証は不可能である。

2-3. 曖昧な応答から記憶のなさを示す応答への移行パターン

これは、2-1や2-2とは逆に、「曖昧な応答」→「覚えていない(記憶のなさを示す応答)」というパターンを示す尋問プロセスである。このプロセスは、計25箇所あった。尋問者別では、弁護人の問いが24箇所(96.0%)を占めており、検察官からの問いは1箇所(4.0%)と、弁護人の問いが大半を占めていた。次のような問答がそれに当たる。

[23-375～]

- 01 弁護人T その身内の人は、イエローキャップの中に入ったんですか。(CQ)
 02 大野 さあ、いったんかね、入ってないかね。(曖昧な応答)
 03 弁護人T いったのか入ってないのか、言いたくないわけですか。(CQ)
 04 大野 忘れたね。(記憶のなさを示す応答)

このパターンでは、弁護人の追及に対し大野が情報を付加しない曖昧な応答をし、次にそれについて尋問者が追求しようとする、今度は大野が記憶のなさを示す応答を行うことで、そのトピックに関する問答が終結し、次のトピックへ展開していく。ここでも、大野の側か

らの尋問プロセスのコントロールが見られる。

以上、大野が用いる「記憶にない（記憶のなさを示す応答）」や「そうかもしれんね（曖昧な応答）」といった応答が尋問プロセスに及ぼす影響について検討してきた。こうした尋問プロセスにおいて、大野は、自ら情報を付加することなく、尋問プロセスをコントロールしていた可能性が示唆される。

なお、2-2において、調書記録の問題が大野の記憶の問題にすり替えられるプロセスについて検討したが、調書記録に基づく情報を尋問者の推測や尋問者が他の証人から得た情報に置換えたとしても、同様のプロセスが働くことが考えられる。したがって、大野供述の信用性問題について考える際には、情報のソースが、大野自身の体験に基づくか、それとも、尋問者側の推測や情報に基づくかについて検討することが重要となる。

3. 異なる複数の事実の放置

ここでは、問答が組み合わせられることによって生じる事実の確定の問題について検討する。

3-1. 矛盾を解消しない曖昧な応答

事実を確定する時に相反する複数の陳述があった場合、体験事実に基づき1つの陳述を選択することが必要とされる。しかしながら、大野の応答には、選択を避け、曖昧なまま複数の異なる事実に関する陳述を放置する傾向が認められた。まず、次の問答を見てみよう。

[5-678～]

- 01 検察官 車に戻って、今田と何か会話したですか。(CQ)
- 02 大野 いや、しなかったですね。(情報付加なし)
- 03 検察官 検事調書によると、まだ来とらへんな、ってなことでごまかしとったという記載。(CQ)
- 04 大野 それは言うたですね。(情報付加なし)

ここでは、いったん検察官のCQに対し、「しなかったですね」と答えながら、次のCQに対しては「それは言うたですね」と前言の「しなかったですね」と矛盾した応答を行っている。ただし、この場合は、「それは」という限定を設けることで、矛盾を解決することなく曖昧なまま切り抜けている。これに類した応答を見ると、大野は、「ちょっとわからんですね」「そんなもんですかね」「それは言うたですね」といった曖昧な言い回しを用いることで、発言間の矛盾が顕在化しないような応答を行っている。

更に、次の2つの例が示すように、大野は1つの応答内に、本来両立し得ないAと not Aを並列する答え方をしている場合がある。ここで、Aあるいは not Aとは、論理的には全ての

可能性を包含しており、そこに意味ある情報は含まれていない。

[18-421]

- 01 検察官 車の中で見せたんじゃないですか。(CQ)
 02 大野 見せたかも分からんし、見せてないかも分かりませんな。(情報付加なし)

[26-83]

- 01 弁護人A 拳銃を用意してくれということを古橋に言いましたね、道具がいるんだと
 いうことを、言いませんでしたか。(CQ)
 02 大野 うん、言うたと思うね、か、言わなかったか。多分言うたやろうね。向こ
 うから言うてきたんかなあ。

これらの問答においても、大野は、尋問者のCQに対し、肯定も否定もせず、Aとnot Aとを並列した形で応答している。これは、情報を含まない応答であるが、それ以上に、この発話様式に特徴がある。こうした応答は、AかBかといった情報を確定する作業が必要とされる取調べ場面や公判廷の場面における体験事実の確定作業において、AもBもといった重複した情報を発生させる危険性を孕んだ応答と言える。

3-2. 重複が生じる尋問のプロセス

大野の供述内容には、極めて類似した出来事が時間的に接近して複数回生じるという奇妙な特徴が見られた。こうした出来事の繰返しが実際に生じていたと仮定することも確かに可能であるが、むしろ、この現象を、大野供述の生成プロセスの特徴と捉えることも可能である。

実際、公判廷における大野の応答において、行為の重複が生じている箇所がある。次の例は、同一行為が繰返される問答である。

[5-225～]

- 01 検察官 赤塚の姐さんを介して拳銃実際に受取って、Sで古橋に会いますな。そのときにマグナム弾の話が出たんとは違うの。(CQ)
 02 大野 そのときも出たです。
 03 検察官 今の2回目の花時計も出た。(CQ)
 04 大野 はい。

先ほど述べたように、大野は、Aなのか、それとも、Bなのかという尋問者の問いに対し、

AではなくBだった、もしくは、BではなくAだったという択一式の答え方をしない。大野の応答には、Aだったかも分からんし、Bだったかもしれんと、両者を確定することなく曖昧なまま放置する特徴が見られた。

この例では、「そのときも出た」という表現を用いることで、AかBかでなく、AもBもという形で、矛盾の解消を図っている。本来事実を確定する際には、「あれかこれか」という問いに対し、「あれ」か「これ」かどちらか一方に確定することで事実が明らかにされる。それに対し、大野は「あれもこれも」という形で応答することで、矛盾解消を図っている。

ただし、こうした「あれもこれも」の発生は大野一人によって生じる訳ではない。この発話には、尋問者による矛盾の指摘が先行する。そして、矛盾をつかれて初めて大野は「あれもこれも」という供述戦略を用いることになる。つまり、尋問者との問答の中で、AもBも含んだ新たな供述が生成されていく。その点において、この現象は、大野と尋問者の共同作業であり、この供述戦略に両者が乗ると、事実の確定へと接近していかないことになる。

結 論

1. 大野供述について

以上、大野と尋問者のやり取りを分析したが、大野のコミュニケーションについて以下の特徴が明らかとなった。①公判廷において、尋問者より被尋問者である大野の方が積極的に尋問プロセスをコントロールする尋問連鎖のパターンが認められた。なお、こうした尋問プロセスを大野が意図的に行っていたか否かは問題ではない。②その際、大野自身は尋問者に対しほとんど情報を提供していなかった。③公判廷のやり取りを見る限り、大野の体験記憶の問題が尋問者の記録の問題に置き換えられてしまった虞がある。すなわち、一見すると順調に尋問が進展しているように見えながら、実際には、大野の体験記憶へ接近していない危険性が認められた。④大野の供述姿勢・供述戦略は事実を語る方向へは向かわず、尋問者もっている情報や推論に乗っかり、2回性の発生に見られるように、矛盾を放置する傾向が見られた。これらのことは、大野と尋問者の供述パターンが真の体験を語る方向には向かっていない可能性を示唆している。

2. 本研究の意義

本研究では、[問い－答え]という単位から[答え－問い]という分析単位への転換により、被尋問者による尋問コントロールの問題について新たな知見や視点を得ることができた。KöhnkenらによるCBCAや浜田による供述分析など、従来の分析では(Milne & Bull, 1999; Steller & Köhnken, 1989; 浜田, 1992), 尋問の圧力や尋問者の問い方の問題が主に論じられてきたため、[問い－答え]が分析単位として有効であったかもしれない。しかしながら、供述の信用性

問題を考える際には、饒舌な供述者や尋問者を翻弄するような供述者の答え方の問題も視野に入れなければならないことは当然である。その意味において、[答え-問い]という分析単位はこの種の供述を分析する際に有効であると思われる。また、本研究では、被尋問者による「Aもnot Aも」といった応答が情報を提供していないという事実を論理的に明らかにすることができた。ここに示された新たな分析単位の発見や尋問に見られる論理の追究は、これからの供述の信用性鑑定に役立つ新しい分析手法（技法）を提供することとなる。

引用文献

- Ceci, S.J., Toglia, M.P., & Ross, D.F. (Eds.) 1987 *Children's eyewitness memory*. New York: Springer-Verlag.
- Edwards, D. & Potter, J. 1992 The chancellor's memory: Rhetoric and truth in discursive remembering. *Applied Cognitive Psychology*, 6, 187-215.
- Gudjonsson, G.H. 1992 *The psychology of interrogation, confessions and testimony*. Chichester: John Wiley & Sons.
- 浜田寿美男 1992 自白の研究 -取調べる者と取調べられる者の心的構図- 三一書房.
- Loftus, E.F. & Doyle, J.M. 1994 *Eyewitness testimony: Civil and criminal*. Virginia: Michie Company.
- Milne, R. & Bull, R. 1999 *Investigative interviewing: Psychology and practice*. Chichester: John Wiley & Sons.
- 森直久・大橋靖史 1997 発問方法とその供述形成への影響 季刊刑事弁護, 11, 78-80.
- Neisser, U. 1981 John Dean's memory: A case study. *Cognition*, 9, 1-22.
- Steller, M. & Köhnken, G. 1989 Criteria-based content analysis. In D.C. Raskin (Ed.) *Psychological methods in criminal investigation and evidence*. New York: Springer-Verlag.
- Trankell, A. 1972 *Reliability of evidence*. Stockholm: Beckmans.
- Undeutsch, U. 1967 *Beurteilung der Glaubhaftigkeit von Zeugen Aussagen*. Verlag für Psychologie.
- Wooffitt, R. 1992 *Telling tales of the unexpected: The organization of factual discourse*. Hemel Hempstead: Harvester Wheatsheaf.

Interrogatee's Control of the Interrogation Process

—A Bar Shooting Case in Amagasaki—

Yasushi OHASHI

This study concerned the credibility of a man's testimony, who was a member of the Japanese mafia. He testified that his boss had ordered him to shoot enemies. However, the boss completely denied it. In this case, it is important to judge the credibility of the henchman's testimony. To do so, I analyzed exchanges between him and interrogators with communication analysis, which we had developed. The interrogation process in a trial is generally interpreted as a chain of "question-answer". However in this case, the interrogee controlled the interrogation by a chain of "answer-question". His "I-don't-remember" answers led to interrogator's questions based on previous records. In this type of interrogation, he provided little information to interrogators. On the contrary, information provided by interrogators advanced the conversational interactions in this interrogation. It is suggested that the credibility of this type of testimony is low and that his testimony did little to reveal his true experiences.